

## お知らせ

平成 26 年 2 月 6 日

会 員 各 位

(一社)山口県LPガス協会

### 船舶で使用する液化石油ガス消費者に対する周知事項について

平成 26 年 1 月 31 日付け 26 商ガ安第 4 号、経済産業省ガス安全室長名により、船舶所有者又は乗組員に対し、次の事項について十分に周知されるよう要請がありました。

- (1) 区画底部等の換気が困難な環境での液化石油ガスの使用は避けること。
- (2) 換気のよい暴露甲板上に容器を固定すること。
- (3) 液化石油ガス器具等を換気のよい場所に適切に設置すること。
- (4) 容器及び液化石油ガス器具の閉栓確認を徹底すること。
- (5) 定期的に液化石油ガス器具等の点検及び交換を行うこと。

#### 1 事故概要

平成 24 年 12 月 11 日に大阪府大阪市北区所在の大川右岸の船舶係留施設に係留中の砂利運搬船の船首甲板下の倉庫区画で爆発が発生した。

人的被害：死者 1 人、重傷者 1 人、軽傷者 2 人

物的被害：砂利運搬船の船首甲板が大破、周辺施設に破損等

#### 2 事故原因

- 倉庫区画に置かれていたガスコンロから液化石油ガスが漏えいし、爆発範囲となった可燃性混合ガスが倉庫区画に停留し、作業員が点火棒ライターで同コンロに点火使用とした際、流出したガスに着火、爆発したものと推察される。
- ガスコンロから液化石油ガスが漏えいしたのは、本事故前日から容器のバルブが開栓された状態であったこと、及び本事故前日に使用された後、ガスコンロの器具栓が開栓された状態であったことによる可能性がある。
- 液化石油ガスと空気とが混ざり合って混合ガスが形成され、爆発範囲内の濃度となった可燃性混合ガスが船首甲板下の倉庫区画に停留していたのは、同倉庫区画が通風管と出入口ハッチの自然通風でしか換気できない上、本事故前日にハッチが閉じられ、更に換気されにくい状況になったことによるものと考えられる。